

## ふれあいギャラリー代替施設について

現在、ふれあいギャラリーは新型コロナウイルスワクチン接種等事業で使用しているため、ギャラリーとしての一般利用ができなくなっております。令和5年度も引き続き、代替施設として常陸大宮ショッピングセンター「ピサーロ 2階 多目的ホール」をご利用ください。

### 【期 間】

- ・令和5年4月1日～令和6年3月31日

### 【申請場所】

- ・常陸大宮ショッピングセンター2階ピサーロ事務局

### 【利用時間及び利用料金】

- ・利用時間 午前10時から午後7時
- ・利用料金(別表参照)
- ・利用料金は、ふれあいギャラリーと同額になり、ピサーロ事務局へお支払いいただきます。

### 【注意事項】

- ・多目的ホール内の飲食は禁止となります。また、ホールが無人にならないよう、係員が常駐するようお願いします。
- ・日誌の記入をしていただくため、利用開始時及び帰りの際は、ピサーロ事務局へ声かけをお願いします。

### 【お問合せ先】

ピサーロ事務局 常陸大宮市下村田2387

電 話：0295-52-4800

FAX：0295-52-4808

中央公民館 常陸大宮市下町217

電 話：0295-52-0673

FAX：0295-53-6807

## 別表

### 施設等利用料金

	区分	利用料金
1日につき	市内	3,130円
	市外	5,230円
	主に営利目的の場合	26,180円

### 備考

- 「1日」の単位とは、午前10時から午後7時までとする。
- 利用時間が1日に満たない場合でも時間割計算は、行わない。
- この表で「市内」とは、個人にあってはその住所又は勤務先が市内にある者をいい、団体にあってはその主たる活動拠点が市内にあるもの（主たる活動拠点を有しない団体にあっては、当該団体の代表者の住所又は事務所の所在地が市内にあるもの）をいい、「市外」とは、市内以外の者をいう。ただし、市と公の施設の広域利用に関する協定を締結している大子町又は城里町に居住する者が、自己の余暇活動のために利用する場合にあっては、市内の料金を適用する。
- 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる割合を利用料金から免除するものとする。
  - 市が利用する場合 免除
  - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校が利用する場合 免除
  - 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する市内の社会教育関係団体が利用する場合 2分の1減額
  - 官公署又は市内に事務所を有する公共団体が利用する場合 2分の1減額
  - 常陸大宮市文化協会の加盟団体及び会員が利用する場合 2分の1減額